PCB廃棄物処理基本計画に関し今後見直しが必要な事項について

PCB廃棄物処理基本計画における主な記載内容 2月の検討会報告書の該当箇所抜粋 まえがき ポリ塩化ビフェニルは、化学的に安定している、熱により 分解しにくい、絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるな どの性質を有する物質であり、熱媒体、トランス及びコンデ ンサ用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い分野で使用されてきた。 我が国では、これまで、約59,000トンのポリ塩化ビフェニル が生産され、このうち約54,000トンが国内で使用された。 昭和41年以降、世界各地の魚類や鳥類の体内からポリ塩化 ビフェニルが検出されるなど、ポリ塩化ビフェニルによる汚 染が地球全体にまで及んでいることが明らかになってきた。 また、我が国では、昭和43年に食用油の製造過程において熱 媒体として使用されたポリ塩化ビフェニルが混入し、健康被 害を発生させたカネミ油症事件が起きた。その後、様々な生 物や母乳等からも検出され、ポリ塩化ビフェニルによる汚染 が問題となった。 このような状況を踏まえ、昭和47年からは、ポリ塩化ビフ ェニルの新たな製造はなくなり、さらに、昭和48年10月に制 定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭 和48年法律第117号) に基づき、昭和49年6月からは、その 製造、輸入等が事実上禁止となった。 その後、我が国においては、高圧トランス及び高圧コンデ ンサを始めとしたポリ塩化ビフェニル廃棄物について、その 処理体制の整備が著しく停滞していたため、長期にわたり処 分がなされず、事業者において保管が行われてきたが、処分 のめどが立たないまま長期にわたる保管が継続する中で、ポ リ塩化ビフェニル廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行 が懸念される状況となった。

ポリ塩化ビフェニルは、人の健康及び生活環境に係る被害

を生ずるおそれがある物質であり、その難分解性、高蓄積性、 大気や移動性の生物種を介して長距離を移動するという性質 から、将来の世代にわたり、地球規模の環境汚染をもたらい ものである。国際的には、ポリ塩化ビフェニル等の残留性有 機汚染物質による環境汚染を防止するため、残留性有機汚染 物質に関するストックホルム条約(以下「ストックホルム条約」という。)が平成13年5月に採択された。我が国は、平成14年7月の同条約締結の国会承認を経て、翌8月に加入した。この条約では、ポリ塩化ビフェニルに関し、平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分などが定められている。

このような状況において、ポリ塩化ビフェニルによる環境 汚染を防止し、将来にわたって国民の健康を保護し、生活環 境の保全を図るため、平成13年7月にポリ塩化ビフェニル廃 棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律 第65号。以下「特別措置法」という。)が制定された。その |後、国は中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用してポリ塩 化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備に着手し、地元地方公 共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成16年の北九州 事業を始め、豊田事業(平成17年)、東京事業(平成17年)、 大阪事業 (平成18年)、北海道事業 (平成20年) による処理 が始まった。中間貯蔵・環境安全事業株式会社による処理は、 平成24年度末時点で高圧トランス等56%、高圧コンデンサ等4 4%が完了し、また、蛍光灯安定器等の処理も平成21年に北九 |州事業、平成25年に北海道事業において開始された。しかし ながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるポ リ塩化ビフェニル廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等、 処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予 定していた平成28年3月までの当該処理に係る事業の完了が 困難な状況となっている。

一方、特別措置法施行後の平成14年、ポリ塩化ビフェニルを使用していないとされるトランスやコンデンサから微量のポリ塩化ビフェニルが検出されるものがあることが判明したことを受け、環境省において焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法

|律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。) において無害化処理認定制度の対象に微量のポリ塩化ビフェ ニルに汚染された廃棄物が追加された。その後、当該制度を 活用して微量のポリ塩化ビフェニルに汚染された廃棄物の処 理体制を確保する取組が始まり、平成22年から処理が始まっ た。

このほか、微量のポリ塩化ビフェニルに汚染された柱上ト ランスについては、平成13年から電力会社が自社処理に取り 組んでおり、平成24年度末時点で約7割の処理が完了してい る。

我が国において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物は、過去約30【1.はじめに】 |年間処分がなされず保管を余儀なくされたが、これまでの取| これら5カ所のPCB処理事業所以外において高濃度PCB廃棄 |組により、特別措置法の制定以降、大きく処理が進んだとい|物を処理することは現実的には困難であり、この処理完了期 える。しかし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理完了に向け 限は必ず達成すべき期限である。その達成に向けて、国、都 ては、まだ道半ばであり、今後、一日も早い処理完了に向け、|道府県市、事業者、JESCO等の関係者が、あらゆる努力を払 事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業」うことが必要である。 者(以下「保管事業者」という。)、ポリ塩化ビフェニルを 製造した者及びポリ塩化ビフェニルが使用されている製品|処理期限内の処理完了は決して容易ではなく、関係者が一丸 等」という。)、国、都道府県及び市町村が、この問題を解してれぞれの責務を果たすことが必要である。 決するという確固たる意思を持って、それぞれの責務を果た さなければならない。

この基本計画は、このような認識の下、ポリ塩化ビフェニ ル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進す るため、必要な事項を定めるものである。

なお、本計画は、5年ごとに見直しを行うほか、ポリ塩化 ビフェニル廃棄物の処理体制の整備状況及び廃棄物処理法又 は中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(平成15年法律第44号) の施行状況等を勘案して必要な見直しを行うこととする。

しかしながら、これまでの取組の進捗状況にかんがみれば、 (以下「使用製品」という。)を製造した者(以下「製造者」となってこの問題を解決するという確固たる意思をもって、

PCB廃棄物処理基本計画における主な記載内容

2月の検討会報告書の該当箇所抜粋

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処 分量の見込み

第1節 現状

特別措置法第8条の規定に基づき、保管事業者により届出された平成24年3月31日現在のポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類別の保管量は、次のとおりである。

(表省略)

また、保管事業者により届出された平成24年3月31日現在の使用製品の種類別の使用量は、次のとおりである。

(表省略)

- 第2節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び 処分量の見込み
 - 1 高圧トランス等・高圧コンデンサ等及び廃ポリ塩化 ビフェニル等

ポリ塩化ビフェニルを使用した高圧トランス及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの(以下「高圧トランス等」という。)並びにポリ塩化ビフェニルを使用した高圧コンデンサ及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの(以下「高圧コンデンサ等」という。)の発生量、保管量及び処分量については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量等に基づき推計した結果、次の表に掲げるとおりと見込まれる。

(表省略)

本表に示すもののほか、廃ポリ塩化ビフェニル及び

ポリ塩化ビフェニルを含む廃油(以下「廃ポリ塩化ビフェニル等」という。)が保管されており、順次処理が行われる見込みである。また、特別措置法の届出義務があるにもかかわらず未届けのポリ塩化ビフェニル廃棄物や使用中の使用製品が存在する。

使用製品が廃棄物となったものの処理施設は、我が 国における過去約40年間の取組の結果、中間貯蔵・ 環境安全事業株式会社を活用したポリ塩化ビフェル廃棄物の拠点的な広域処理施設(以下「拠点届は 域処理施設」という。)のみであることから、未居け のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者や、に記 のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者のに記 製品を使用する事業者に対し、第2章第3節に記 する計画的処理完了期限までに確実に処理委託が されるよう、関係機関が連携して取り組まなければ ならない。

また、未届けのポリ塩化ビフェニル廃棄物については、その保管状態によっては環境汚染が懸念されること、また、ストックホルム条約における使用中の機器による人の健康や環境への影響の防止に関する規定を踏まえ、早期に適正に保管・処分されることが重要である。

2 安定器等・汚染物

ポリ塩化ビフェニルを使用した低圧トランス及び低 圧コンデンサのうち小型のもの、安定器その他これ らと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったもの、 感圧複写紙、ウエス、汚泥等のポリ塩化ビフェニル 汚染物(以下「安定器等・汚染物」という。)について、平成24年度までに936トンの処理を行った。また、 特別措置法第8条に基づき届出された安定器等・汚 染物は、主なものとして安定器が約600万個、低圧コンデンサが約170万台、感圧複写紙が約700トンとあり、これらの情報により推計すると、平成25年度以 降の処理対象量は、約11,000トンとなる。

3 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等について、使用中のものも含めた量は、柱上トランス以外の電気機器が約120万台、柱上トランスが約146万台、OFケーブルが約1,400キロメートル存在すると推計されている。

PCB廃棄物処理基本計画における主な記載内容

- 第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確 保するために必要な体制に関する事項
 - 第1節 保管事業者、製造者等、国及び地方公共団体の役
 - 1 保管事業者の役割

保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自 らの責任において確実かつ適正に処理する責務を有す る。保管事業者と関係のある事業者団体等においては、 保管及び処分の状況の都道府県又は特別措置法第19条 第1項の政令で定める市(以下「都道府県市」という。) への確実な届出並びに適正な保管及び計画的な処分が 行われるよう、関係行政機関が行う保管事業者への指 導及び助言(以下「指導等」という。)並びに普及啓 発に協力することが期待される。

物が処理されるまでの間、都道府県市の指導等に従い、 活環境に係る被害が生じないようにその保管状況を点 JESCOへの処分委託を促進するための方策 検し、必要に応じて改善のための措置を講ずるととも に、紛失したり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物ではない ものとして処分したりすることのないよう適正に保管 しなければならない。また、保管事業者は、計画的か つ適正に処分を行わなければならない。なお、保管事 業者は、処分に当たっては、都道府県市の指導等に従 い、漏えいのおそれその他の保管の状態に応じて安全 な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講じなけれ ばならない。

とりわけ、多量のポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管 する事業者(以下「多量保管事業者」という。)にあ

2月の検討会報告書の該当箇所抜粋

また、保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄|【3.(2)エ 届出がなされた全ての高濃度PCB廃棄物に ついて、JESCOへの処分委託が行われること、その後速やか ポリ塩化ビフェニルの漏えい等による人の健康及び生|に当該PCB廃棄物がJESCOに搬入され、適正に処理されること]

> ○ また、計画的処理完了期限内の処理委託が円滑かつ迅速 に行われるよう、JESCOにおいては長期的な処理の見通し を明らかにするとともに、事業者においても今後の処理委 託の見通しを明らかにし、相互に調整が図られることが適 当である。また、超大型のPCB使用機器については、その 設置場所からの搬出が容易ではなく、含まれるPCB量も格 段に多いことに留意する必要がある。

っては、特別措置法に基づき、都道府県及び特別措置 法第7条第1項の政令で定める市(以下「都道府県等」 という。)が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計 画(以下「処理計画」という。)に即し、及び都道府 県市の指導等に従い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適 正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分に関する 事項を定めた計画を策定することが求められる。

2 製造者等の役割

製造者等は、使用製品を使用する事業者及び保管事 用製品の掘り起こし調査が完了すること】 及び使用製品が廃棄物となったものがポリ塩化ビフェ 起こし調査の実施 ニル廃棄物であることを確知できるように使用製品の○ 特定の方法その他のポリ塩化ビフェニルの使用の有無 を判断するために必要となる情報を提供することに努 めなければならない。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄 物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者(以下「収 集運搬業者」という。)及び中間貯蔵・環境安全事業 株式会社等のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う 者に対し、これらの者が処理を支障なく行えるように ポリ塩化ビフェニルの組成、使用製品の材質、添加剤|使用中のPCB使用製品に対する掘り起こし調査の強化 提供することに努めなければならない。なお、国、都 道府県市及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、様 々な媒体を用いることにより、これらの情報を広く提 供する等、製造者等の取組に協力するものとする。

また、製造者等は、特別措置法に基づく環境大臣の終了すること】 基金への資金の出えんについて協力することが求めら 取組 に関する国民、保管事業者及び使用製品を使用する事 業者への普及啓発等、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確 実かつ適正な処理の円滑な推進に協力しなければなら ない。

【3.(2)ア 高濃度PCB廃棄物及び使用中の高濃度PCB使

業者に対し、これらの事業者が、使用製品であること 国と都道府県市との連携による効率的かつ実効性のある掘り

・・・PCB使用製品の性状を把握しているPCB使用製品の 製造事業者等に当該連絡会の参加を求めることが適当であ る。製造事業者においては、ホームページによる情報発信 や相談窓口の設置等の従来の対応に加え、自社のPCB使用 製品の設置者に対して、PCB使用製品のリストや早期処理 の必要性について積極的に周知するよう努めることが必要 である。

に関する情報その他の円滑な処理に必要となる情報を□○・・・この際、PCB使用製品の性状を把握しているPCB使 用製品の製造事業者等に当該連絡会の参加を求めることが 適当である。

【3.(2)イ 使用中の高濃度PCB使用製品が全て使用を

協力の要請を踏まえ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理|輸送機器に組み込まれた高濃度PCB使用製品の廃止に向けた

れるほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の必要性│○ このため、高濃度PCB使用製品に係る製造事業者等にお いては、ホームページによる情報発信や相談窓口の設置等 の対応に加え、自社製品に係る高濃度PCB使用製品の該当 性や早期処理の必要性について、積極的に周知するよう努 める。また、特に中小事業者に対して技術的な支援や助言 を行うなど、環境省、経済産業省、国土交通省、製造事業

3 国の役割

国は、拠点的広域処理施設の整備を推進するほか、 図るとともに、都道府県と協調してポリ塩化ビフェニ 起こし調査の実施 ル廃棄物処理基金の造成を行うことにより、ポリ塩化 ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するた めの体制を整備することに努めるものとする。特に、 拠点的広域処理施設における処理の実施に当たって は、国は、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画 的に実施できるように、都道府県市間の調整、都道府 県市と中間貯蔵・環境安全事業株式会社の間の調整及

者及び使用事業者等の関係者が一丸となって、高濃度PCB

|使用製品の使用実態の把握や、その早期処理に向けた取組 が円滑に進むような協力体制の構築等を検討する必要があ る。

関係機関の連携の一層の強化

- ・・・安定器については、その製造から40年以上経ち、 PCBの漏えい等の事故も発生していることから、その使用 廃止に向け、環境省、事業所管官署、都道府県市、安定器 の製造事業者等が連携しながら取り組んでいくことが重要 である。
- 【3. (2) ウ 高濃度PCB廃棄物全てについて、PCB特措 法に基づく届出がなされること】
- 高濃度及び低濃度PCB廃棄物の実効性のある判別手法・シス テムの検討
- こうした状況を踏まえ、電気機器の製造者の協力の下、 高濃度及び低濃度PCB廃棄物の判別に必要な情報の整理と 当該情報を用いたPCB特措法に基づく届出情報を一元的に データ管理するシステムの構築を検討する必要がある。

【3. (2)ア 高濃度PCB廃棄物及び使用中の高濃度PCB使 用製品の掘り起こし調査が完了すること】

都道府県市と協力して広域的な収集運搬体制の確保を 国と都道府県市との連携による効率的かつ実効性のある掘り

- また、環境省、経済産業省、都道府県市、電気保安関係 者等の関係者間の連携を一層強化するため、全国版及び地 方版の「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」をできる限り 開催頻度を上げて継続的に開催することが必要である。こ の際、PCB使用製品の性状を把握しているPCB使用製品の製 造事業者等に当該連絡会の参加を求めることが適当であ る。
- び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の指導監督を行う〇さらに、「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」の場を活 とともに、都道府県市と連携し、ポリ塩化ビフェニル
 用して、PCB対策の必要性に関する事業者や国民に対する

廃棄物の処理が一日でも早く完了するよう、保管事業者及び使用製品を使用する事業者に対する計画的な処理の必要性を周知するものとする。

普及啓発について、関係者間の連携を強化するとともに、 各関係者による取組の実施状況をフォローアップしていく ことが適当である。

○ なお、掘り起こされた高濃度PCB使用製品及びPCB廃棄物については、これまでのPCB廃棄物の処理実績等も考慮し、総体として、調査漏れがないかを検証する必要があるとともに、特に高濃度のPCB使用安定器の掘り起こし調査の対象や手法についても、より効果的なものとなるよう関係者間の連携を強化することが適当である。

アンケート調査の回収率向上のための方策

○ このようにアンケート調査だけでは実態把握が困難なことから、高濃度のPCB使用製品・廃棄物の使用・保管の状況を都道府県市が把握できるよう、報告徴収や立入検査を行うことを可能とする制度的措置を検討する必要がある。

使用中のPCB使用製品に対する掘り起こし調査の強化

- このように電気事業法の電気工作物に該当するPCB使用製品については、同法に基づく届出が既に義務づけられていることから、無届けの電気工作物の掘り起こしに向けて、報告徴収や立入検査など同法の枠組みを最大限活用し、事業者に対する指導を徹底することが必要である。
- 電気事業法の電気工作物に該当しない安定器については、都道府県市が報告徴収や立入検査を行うことができるようPCB特措法の見直しを検討する必要がある。なお、安定器については、電気製品等と同様に、電気工作物に付随して使用される「電気使用機械器具」に位置づけられており、電気事業法の電気工作物には該当しないものの、環境省及び都道府県市による掘り起こし調査に加えて、JESCOにおけるPCB廃棄物の処理手続や、電気工作物に該当するPCB使用製品の掘り起こし調査に際しても、周知を行っていくことが考えられる。
- さらに、全国版及び地方版の「PCB廃棄物早期処理関係 者連絡会」をできる限り頻度を上げて継続的に開催し、関 係者間の連携・協力の具体的な進め方について協議すると

ともに、掘り起し調査の進捗状況について定期的にフォローアップを行うなど、環境省、経済産業省、都道府県市、電気保安関係者等の関係者間の連携体制を一層強化することが必要である。この際、PCB使用製品の性状を把握しているPCB使用製品の製造事業者等に当該連絡会の参加を求めることが適当である。

【3. (2) イ 使用中の高濃度PCB使用製品が全て使用を終了すること】

PCB特措法と電気事業法の届出制度の更なる活用

○ このため、PCB使用製品の使用状況を的確に把握できるよう、PCB特措法に基づく届出制度と電気事業法に基づく届出制度の整合性を図りつつ、その見直しを行うとともに、使用中のPCB使用製品が廃棄物として排出される際の橋渡しが円滑に行われるよう関係者間で情報共有が図れる仕組みを構築することが必要である。

使用中のPCB使用製品の廃止に向けた取組

- このため、特に高濃度の PCB 使用製品については、処理期限に間に合うよう一定の期限を設けてその使用廃止を義務付け、処理期限内に、確実に廃棄物として処理が行れるよう必要な制度的措置を検討する必要がある。また、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度 PCB 使用製品に対しては、「電気設備に関する技術基準を定める省合」の附則の規定について所要の見直しを行うなど、経済産業省において、電気事業法の枠組みを最大限活用し、処理期限内に、確実にその使用を廃止させることが必要である。
- なお、こうした措置を講ずるについては、計画的な処理 を進めている事業者の取組を阻害することのないよう配慮 することが適当である。

輸送機器に組み込まれた高濃度PCB使用製品の廃止に向けた 取組

○ このため、高濃度PCB使用製品に係る製造事業者等においては、ホームページによる情報発信や相談窓口の設置等

の対応に加え、自社製品に係る高濃度PCB使用製品の該当性や早期処理の必要性について、積極的に周知するよう努める。また、特に中小事業者に対して技術的な支援や助言を行うなど、環境省、経済産業省、国土交通省、製造事業者及び使用事業者等の関係者が一丸となって、高濃度PCB使用製品の使用実態の把握や、その早期処理に向けた取組が円滑に進むような協力体制の構築等を検討する必要がある。

関係機関の連携の一層の強化

- このため、電気事業法の電気工作物に該当するPCB使用製品については、同法の枠組みを最大限活用し、経済産業省が中心となって、確実にその使用が廃止されるよう必要な措置を講ずることが必要である。
- また、電気事業法の電気工作物に該当しない安定器についても、関係者が一丸となって、その使用廃止に向けた検討組を進めることができるよう、PCB特措法の見直しを検討するとともに、前述の平成12年11月の閣議了解の実施状況について改めてフォローアップを行い、PCB使用安定器を使用する事業所管大臣に対し、改めて協力を要請することが適当である。さらに、安定器については、その使用廃止に向け、環境省、事業所管官署、都道府県市、安定器の製造事業者等が連携しながら取り組んでいくことが重要である。
- こうした状況を踏まえ、全国版及び地方版の「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」をできる限り開催頻度を上げて継続的に開催し、特に安定器の廃止に向けた具体的な連携方策について協議するとともに、PCB使用製品の廃止に向けた取組の進捗状況についてフォローアップを行うなど、環境省、経済産業省、都道府県市、電気保安関係者等の関係者間の連携体制を一層強化することが必要である。この際、PCB使用製品の性状を把握しているPCB使用製品の製造事業者等に当該連絡会の参加を求めることが適当である。

【3.(2)ウ 高濃度PCB廃棄物全てについて、PCB特措法に基づく届出がなされること】

高濃度及び低濃度PCB廃棄物の実効性のある判別手法・システムの検討

○ こうした状況を踏まえ、電気機器の製造者の協力の下、 高濃度及び低濃度PCB廃棄物の判別に必要な情報の整理と 当該情報を用いたPCB特措法に基づく届出情報を一元的に データ管理するシステムの構築を検討する必要がある。

【3.(2)エ 届出がなされた全ての高濃度PCB廃棄物について、JESCOへの処分委託が行われること、その後速やかに当該PCB廃棄物がJESCOに搬入され、適正に処理されること】JESCOへの処分委託を促進するための方策

- こうした状況を踏まえ、PCB特措法の政令で定める期限 (平成38年度末)ではなく、PCB廃棄物処理基本計画に定 める計画的処理完了期限内の処理を確保するため、事業者 による処理の状況を踏まえ必要な場合には改善命令を発出 できるよう、PCB特措法の見直しを検討する必要がある。 この際、計画的な処理を進めている事業者について配慮す ることが必要である。
- 特に中小企業者等に対する支援方策については、現在、 (独)環境再生保全機構に基金が設けられ、これを活用した支援が行われているところであり、引き続き継続していく必要がある。また、同基金による支援の拡充については、その必要性も含めて、既に先行して費用負担をした者との公平性の観点と期限内のPCBの確実な処理の推進の観点の両面から検討が必要である。なお、中小企業等に対するのである。なお、中小企業等に対するを援方策の検討に当たっては、意図的に処理委託を行わない者に対する処理料金の値上げが基本計画に盛り込まれていることの取り扱いについても併せて検討が必要である。

保管事業者の破産、死去、相続等に起因して処理が滞っている事案への対応

○ こうした状況を踏まえ、処理完了期限内の処理を確保するための行政代執行を円滑にする制度の導入を検討する必

うことを通じて、処理体制の確保に努めることとする。 また、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の**に処理されること**】 一般に相当程度低いことを踏まえ、その処理が更に合 理的に進むよう、技術的な検討を行うことが必要であ

保管、処分等の状況及び拠点的広域処理施設における に基づく届出がなされること】 処理の進捗状況に関する情報の整理及び提供、より効|届出データと処理実績データの共通化・一体化 ととする。

4 地方公共団体の役割

る。

都道府県市は、これまでにポリ塩化ビフェニル廃棄 **用製品の掘り起こし調査が完了すること**】 市の区域内に存在するポリ塩化ビフェニル廃棄物の保|起こし調査の実施

要がある。また、事業者が不存在、資力不足等の場合であ って、行政代執行に要した費用を当該事業者から徴収する ことが困難な場合について、支援のあり方を併せて検討す る必要がある。

処理施設の健全性を確保するための方策

○ このため、引き続き、処理施設の日常保全、定期点検を 実施するとともに、長期保全計画に基づき、施設の適切な 補修又は更新を確保することが必要である。

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等について 【4.(2)オ 届出がなされた全ての低濃度PCB廃棄物に は、廃棄物処理法による無害化処理の認定を円滑に行一ついて、自ら処理又は処理業者への処分委託が行われること、 |その後速やかに当該PCB廃棄物が処理業者に搬入され、適正

量が膨大であること及びポリ塩化ビフェニルの濃度が□○このため、低濃度PCB廃棄物の処理体制の充実・多様化 を進めるとともに、その処理料金の低減を図ることが必要 である。また、安全性の確保を前提とした上で、無害化処 理事業者の増加に向けた取組を引き続き進めるとともに、 課電自然循環洗浄法の対象範囲の拡大、絶縁油の抜油後の 筐体(容器)等の合理的な処理方策を引き続き検討する必 要がある。

さらに、国は、全国のポリ塩化ビフェニル廃棄物の【3.(2)ウ 高濃度PCB廃棄物全てについて、PCB特措法

率的な処理技術の開発その他の必要な措置を講ずるこ\〇 このため、電気事業法に基づく届出情報、PCB特措法に 基づく届出情報、JESCOの登録・処理情報の管理手法を共 通化・一体化することにより、届出量と登録・処理量の増 減関係、紛失事案等の発生状況等について関係者で共有す るとともに公表することを検討する必要がある。

【3. (2)ア 高濃度PCB廃棄物及び使用中の高濃度PCB使

物の紛失等が発生している状況に鑑み、当該都道府県国と都道府県市との連携による効率的かつ実効性のある掘り

管及び処分の状況を実地に把握するとともに、必要な□○ 調査を行った上で、未届けのポリ塩化ビフェニル廃棄 物がないよう保管事業者に届出を徹底させること並び に適正な保管のための措置、処分に当たっての安全な 収集運搬の確保のための措置及び第3節に記載する計 画的処理完了期限内の計画的な処分のための取組を講 ずるよう必要な指導等を行うことが必要である。特に、 拠点的広域処理施設における処理の実施に当たって は、都道府県市は相互に連携して、確実かつ適正な収 集運搬を行うことができる収集運搬業者による広域的 な収集運搬の体制の確保を行うとともに、安全かつ効 率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるよう他 の都道府県市との調整及び中間貯蔵・環境安全事業株□○ 式会社との調整を行うことが必要である。また、都道 府県等は、これらの保管事業者に対する指導の方針及 び拠的広域処理施設への計画的な搬入の方針につい て、処理計画に定めるとともに、都道府県市は当該方 針に基づき保管事業者及び収集運搬業者に対する指導 等を行うことに努めるものとする。

さらに、都道府県は、国と協調して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成を行うことが必要である。

このほか、都道府県市は、国とともに、保管事業者に対し、特別措置法に基づく届出及び期間内の処分に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務に関し、周知徹底を図ることに努めるもとする。また、都道府県及び市町村は、国とともに努めるに対し、国及び地方公共団体が実施する施策への協力が得られるよう、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性その他の情報の提供を行うなど、その理解を深めるよう努めなければならない。

- また、環境省、経済産業省、都道府県市、電気保安関係者等の関係者間の連携を一層強化するため、全国版及び地方版の「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」をできる限り開催頻度を上げて継続的に開催することが必要である。この際、PCB使用製品の性状を把握しているPCB使用製品の製造事業者等に当該連絡会の参加を求めることが適当である。
- さらに、「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」の場を活用して、PCB対策の必要性に関する事業者や国民に対する 普及啓発について、関係者間の連携を強化するとともに、 各関係者による取組の実施状況をフォローアップしていく ことが適当である。
- また、各自治体における掘り起こし調査は、今年度以降、本格化する見込みである一方、北九州市の事例を踏まえれば、掘り起こし調査の完了までに少なくとも5年を要することも考えられる。このため、各自治体においては、処理完了期限に間に合うよう、いつまでに掘り起こし調査を終えるのか具体的な目標を持って調査を進める必要があり、国としてもこれを後押しすることが必要である。

【3. (2) イ 使用中の高濃度PCB使用製品が全て使用を終了すること】

関係機関の連携の一層の強化

○ こうした状況を踏まえ、全国版及び地方版の「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」をできる限り開催頻度を上げて継続的に開催し、特に安定器の廃止に向けた具体的な連携方策について協議するとともに、PCB使用製品の廃止に向けた取組の進捗状況についてフォローアップを行うなど、環境省、経済産業省、都道府県市、電気保安関係者等の関係者間の連携体制を一層強化することが必要である。の際、PCB使用製品の性状を把握しているPCB使用製品の製造事業者等に当該連絡会の参加を求めることが適当である。

第2節 処理施設の整備その他の処理体制の確保に関する 方針

産業廃棄物であるポリ塩化ビフェニル廃棄物につい ては、その保管事業者の責任において確実かつ適正に 処理しなければならず、その処理に当たっては、当該 事業者が自ら処分するか、又は処分を処分業者に委託 しなければならない。しかし、ポリ塩化ビフェニル廃 棄物の処分には高度な技術力と高額な設備投資を必要 とするため、一部の民間事業者を除いては自ら処分す ることは実質的に困難な状況にある。また、事業とし て他人の需要に応じてポリ塩化ビフェニル廃棄物の処 分を行う処理施設の設置については、主要な処理対象 物の量が今後増える見込みがない一方、高い技術と多 額の資本を必要とするほか、地域住民の理解が得られ にくいこと等から実現が困難な状況にある。また、ポ リ塩化ビフェニル廃棄物に関して平成40年までの適正 な処分等を盛り込んだストックホルム条約について、 我が国も加入しているところであり、ポリ塩化ビフェ ニル廃棄物の処理を速やかに進めることが、国際的に も必要となっている。

このような状況を踏まえ、我が国全体のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することが必要であることから、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を大量に保管する特定の保管事業者等が自ら処分することを促進しつつ、国及び地方公共団体の相互の密接な連携の下、国が、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用して、拠点的広域処理施設の整備を図ってきたところである。

拠点的広域処理施設については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の大部分を占め、迅速に処理体制を確保することが必要となっている高圧トランス等、高圧コンデンサ等及び廃ポリ塩化ビフェニル等(以下「高圧トランス・コンデンサ等」という。)並びに安定器等・汚染物を処理の対象物として整備を進めてきたところであ

る。

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等について、 1年度から廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度に に処理されること】 の取組に加え、廃棄物処理法に基づく都道府県市によ る特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度も活用しな がら、処理体制を確保することとする。

その他、ポリ塩化ビフェニル廃棄物であって、ポリ塩 化ビフェニルによる汚染の程度が一定値以下のものに ついては、平成24年度から廃棄物処理法に基づく無害 化処理認定制度の対象とされており、本制度を活用し、 処理体制を確保することとする。

- 第3節 中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用した拠点 的広域処理施設による処理体制の整備の方向
 - 1 中間貯蔵・環境安全事業株式会社による拠点的広域 処理施設の処理体制

日本全体のポリ塩化ビフェニル廃棄物を一日でも早 期に処理するため、国、都道府県市、中間貯蔵・環境 安全事業株式会社等の関係機関は、緊密な協力の下に、 これまでに整備された中間貯蔵・環境安全事業株式会 社の拠点的広域処理施設の能力を最大限活用する処理 体制を構築し、今後も安全操業を第一としつつ、計画 的かつ早期に処理が行われるよう取り組んでいくこと とする。具体的には、次の表に掲げるとおり、拠点的 広域処理施設における処理対象物を定めるものとし、 これにより、高圧トランス・コンデンサ等について、 各PCB処理事業所において円滑に処理を行うことが 困難な処理対象物については、他のPCB処理事業所 の処理能力を活用することで一日も早い円滑な処理を 可能とする。このため、中間貯蔵・環境安全事業株式 会社の各PCB処理事業所においては、設備の改造に

【4.(2)オ 届出がなされた全ての低濃度PCB廃棄物に 電力会社が自ら保管する柱上トランスについては自社 ついて、自ら処理又は処理業者への処分委託が行われること、 処理施設を整備し処理を行ってきたことに加え、平成2 その後速やかに当該PCB廃棄物が処理業者に搬入され、適正

よる処理体制の確保が行われてきた。今後は、これら ○ このため、低濃度 PCB 廃棄物の処理体制の充実・多様 化を進めるとともに、その処理料金の低減を図ることが必 要である。また、安全性の確保を前提とした上で、無害化 処理事業者の増加に向けた取組を引き続き進めるととも に、課電自然循環洗浄法の対象範囲の拡大、絶縁油の抜油 後の筐体(容器)等の合理的な処理方策を引き続き検討す る必要がある。

加え、一部の処理対象物については、従来の事業対象 地域を越えて各PCB処理事業所の処理能力を相互に 活用して処理を行い、処理の促進を図ることとする。

また、安定器等・汚染物については、北九州PCB 処理事業所及び北海道 Р С В 処理事業所の 2 カ所のプ ラズマ溶融処理設備を活用し、全国の安定器等・汚染 物(大阪PCB処理事業所、豊田PCB処理事業所及 び東京PCB処理事業所において処理可能なものを除 く。)の処理を行うこととする。

こうした取組により、全国に保管されている高圧ト ランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物の処理を 計画的に進めることが可能な処理体制が整備されるこ ととなる。この体制において、保管事業者が中間貯蔵 ・環境安全事業株式会社に対し処分委託を行う期限と して、計画的処理完了期限を設ける。

また、第1章第2節1に記載する発生量に含まれな い廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、 事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、 計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間を設け る。

(表省略)

2 中間貯蔵・環境安全事業株式会社によるポリ塩化ビ フェニル廃棄物処理の実施のための体制

中間貯蔵・環境安全事業株式会社が整備する拠点的 広域処理施設における計画的な処理の実施のため、国、 都道府県市及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、 相互の密接な連携の下に、次のとおり協力してポリ塩 化ビフェニル廃棄物の処理に取り組むこととする。

(1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の取組

【3.(2)エ 届出がなされた全ての高濃度PCB廃棄物に 中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、その拠点的広口いて、JESCOへの処分委託が行われること、その後速やか 域処理施設において、安全を第一として適正かつ確 に当該PCB廃棄物がJESCOに搬入され、適正に処理されること】

実な処理を行うこととする。このため、周辺環境に**処理施設の健全性を確保するための方策** ともに、作業者の安全確保に取り組むものとする。 また、今後は特に処理設備の経年的な劣化を考慮し、 重要である。このため、日常点検及び年一回の定期 点検を確実に行うとともに、部品や設備が計画的に 更新されるよう各事業ごとに長期設備保全計画を策 定し、これらに基づく設備の更新を着実に行ってい くこととする。

また、中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、適正か つ安全な処理を行っていることについて、地域住民、 地元地方公共団体及び保管事業者とのコミュニケー ションを通じ、関係者のより一層の理解と信頼を得 ることに努めなければならない。

施できるよう、都道府県市に対して搬入に係る情報 JESCOへの処分委託を促進するための方策 を行った上で、受入条件及び受入計画を定めるもの とする。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、計画的かつ着 実に処理を行うこととし、このため、日常的に工程 改善等の処理促進に取り組むとともに、その形状等 のため処理が容易ではない機器を安全かつ確実に処 理するための技術的な検討等に努めるものとする。

また、都道府県市及び保管事業者と十分な連絡調整 を行った上で、計画的な処理を推進するものとする。

- 影響を及ぼさないために必要な対策を確実に行うと│○ このため、引き続き、処理施設の日常保全、定期点検を 実施するとともに、長期保全計画に基づき、施設の適切な 補修又は更新を確保することが必要である。
- 処理施設の保守点検を計画的かつ確実に行うことが□○また、災害対策や万一のトラブルの発生に対しても被害 の未然防止策等について柔軟に対応できるよう継続的な検 計が必要である。
 - なお、基本計画に定められたJESCOの処理施設の安全確 保策を着実に実施するだけでなく、ソフト・ハード両面に おいて、安全確保に向けた取組を、PCB廃棄物処理事業検 計委員会及びPCB処理監視委員会等の監視・助言の下で徹 底することが必要である。

また、中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、拠点的|【3.(2)エ 届出がなされた全ての高濃度PCB廃棄物に 広域処理施設におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の一ついて、JESCOへの処分委託が行われること、その後速やか 計画的な搬入を確保し、安全かつ効率的に処理が実 に当該PCB廃棄物がJESCOに搬入され、適正に処理されること】

- を提供するとともに、都道府県市と十分な連絡調整|○ また、計画的処理完了期限内の処理委託が円滑かつ迅速 に行われるよう、JESCOにおいては長期的な処理の見通し を明らかにするとともに、事業者においても今後の処理委 託の見通しを明らかにし、相互に調整が図られることが適 当である。また、超大型のPCB使用機器については、その 設置場所からの搬出が容易ではなく、含まれるPCB量も格 段に多いことに留意する必要がある。
 - さらにJESCOにおいては、期限内の処理完了に向けた定 量的なロードマップを明らかにし、処理の進捗に応じて毎 年更新するなど、このロードマップについて不断の検証を 行うことが適当であり、環境省としてもこうした取組をし

円滑に処理委託ができるよう、分割して処理費用を 支払うための仕組みを整える。また、計画的な処理 委託を行おうとする保管事業者の状況に配慮しつつ、 意図的に処理委託を行わない者に対しては、処理料 金が上がることを早期に告知する等により、計画的 な処理委託を促進することを検討するものとする。 これらの取組により、中間貯蔵・環境安全事業株式 会社は、計画的かつ着実な処理を行った上で、可能 な限り速やかに事業終了のための準備にも取り組む ものとする。

(2) 都道府県市の取組

都道府県市は、必要な調査を行った上で、管内にお|用製品の掘り起こし調査が完了すること】 を網羅的に把握することが必要である。このため、**起こし調査の実施** 事業者に対して使用製品の保有状況を確認するとと もに、保管事業者と関係のある事業者団体等を通じ て情報収集に努めるものとする。これらの取組にお いては、国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電 気保安関係等の事業者等と協力して未処理事業者の 一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に 対し、処理の時期を確認するものとする。さらに、 計画的処理完了期限までに中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への処理委託が行われるよう、必要な指導 等を行うものとする。また、都道府県市は、使用中 の使用製品についても将来処理が必要となることを 踏まえ、各地方産業保安監督部等と連絡調整し、対|

っかり後押しすることが必要である。

さらに、処理費用の負担能力が低い保管事業者でも ○ 特に中小企業者等に対する支援方策については、現在、 (独) 環境再生保全機構に基金が設けられ、これを活用し た支援が行われているところであり、引き続き継続してい く必要がある。また、同基金による支援の拡充については、 その必要性も含めて、既に先行して費用負担をした者との 公平性の観点と期限内のPCBの確実な処理の推進の観点の 両面から検討が必要である。なお、中小企業等に対する支 援方策の検討に当たっては、意図的に処理委託を行わない 者に対する処理料金の値上げが基本計画に盛り込まれてい ることの取り扱いについても併せて検討が必要である。

【5. おわりに】

○ ・・・また、JESCOにおいては、処理完了後を見据えて、 処理施設の解体等において必要となる技術的な検討等、現 時点から着実にその準備に向けた取組を進めていくことが 適当である。

【3.(2)ア 高濃度PCB廃棄物及び使用中の高濃度PCB使

ける未処理の使用製品やポリ塩化ビフェニル廃棄物 国と都道府県市との連携による効率的かつ実効性のある掘り

- また、環境省、経済産業省、都道府県市、電気保安関係 者等の関係者間の連携を一層強化するため、全国版及び地 方版の「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」をできる限り 開催頻度を上げて継続的に開催することが必要である。こ の際、PCB使用製品の性状を把握しているPCB使用製品の製 造事業者等に当該連絡会の参加を求めることが適当であ
- さらに、「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」の場を活 用して、PCB対策の必要性に関する事業者や国民に対する 普及啓発について、関係者間の連携を強化するとともに、 各関係者による取組の実施状況をフォローアップしていく ことが適当である。

応するものとする。

都道府県市は、拠点的広域処理施設における円滑な 処理を確保するため、当該地域におけるポリ塩化ビ フェニル廃棄物の搬入の時期、進行管理その他の計 画的な搬入のための取組について、相互に十分な協 議及び調整を行うとともに、中間貯蔵・環境安全事 業株式会社とも十分な連絡調整を行うものとする。

また、都道府県等は、これらの協議及び調整を踏ま えて、計画的な搬入のための方針を処理計画に定め るとともに、当該処理計画に基づき、都道府県市は 保管事業者に対し、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物 を計画的に拠点的広域処理施設に搬入するよう指導 等を行うことに努めるものとする。

また、地元地方公共団体は、地域住民に対し、ポリ 塩化ビフェニル廃棄物の処理の必要性の説明、中間|使用中のPCB使用製品に対する掘り起こし調査の強化 貯蔵・環境安全事業株式会社による拠点的広域処理○ 施設周辺の環境の状況の監視に関する情報の提供そ の他の地域の実情に応じたポリ塩化ビフェニル廃棄 物の確実かつ適正な処理の推進に関する地域住民の 理解を深める取組を行うことが必要である。

地元地方公共団体が、我が国及び世界の環境問題で一〇 あるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の推進に重要な 役割を果たしていることに鑑み、都道府県市は、地 元地域の重要な貢献を認識し、ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の円滑な処理など、可能な限り協力を行うこ とが重要である。

- また、各自治体における掘り起こし調査は、今年度以降、 本格化する見込みである一方、北九州市の事例を踏まえれ ば、掘り起こし調査の完了までに少なくとも5年を要する ことも考えられる。このため、各自治体においては、処理 完了期限に間に合うよう、いつまでに掘り起こし調査を終 えるのか具体的な目標を持って調査を進める必要があり、 国としてもこれを後押しすることが必要である。
- なお、掘り起こされた高濃度PCB使用製品及びPCB廃棄物 については、これまでのPCB廃棄物の処理実績等も考慮し、 総体として、調査漏れがないかを検証する必要があるとと もに、特に高濃度のPCB使用安定器の掘り起こし調査の対 象や手法についても、より効果的なものとなるよう関係者 間の連携を強化することが適当である。

- このように電気事業法の電気工作物に該当するPCB使用 製品については、同法に基づく届出が既に義務づけられて いることから、無届けの電気工作物の掘り起こしに向けて、 報告徴収や立入検査など同法の枠組みを最大限活用し、事 業者に対する指導を徹底することが必要である。
- さらに、全国版及び地方版の「PCB廃棄物早期処理関係 者連絡会」をできる限り頻度を上げて継続的に開催し、関 係者間の連携・協力の具体的な進め方について協議すると ともに、掘り起し調査の進捗状況について定期的にフォロ ーアップを行うなど、環境省、経済産業省、都道府県市、 電気保安関係者等の関係者間の連携体制を一層強化するこ とが必要である。この際、PCB使用製品の性状を把握して いるPCB使用製品の製造事業者等に当該連絡会の参加を求 めることが適当である。

【3. (2) イ 使用中の高濃度PCB使用製品が全て使用を 終了すること】

|関係機関の連携の一層の強化

○ こうした状況を踏まえ、全国版及び地方版の「PCB廃棄 物早期処理関係者連絡会」をできる限り開催頻度を上げて

(3) 国の取組

国は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行う事業 廃棄物の掘り起こし調査が完了すること】 を指導監督する。具体的には、拠点的広域処理施設|起こし調査の実施 における処理が、引き続き安全を第一としつつ計画 ○ このため、調査対象事業者の選定に当たっての基礎とす 的に行われるよう中間貯蔵・環境安全事業株式会社 を指導監督するとともに、中間貯蔵・環境安全事業 株式会社が、事業の実施状況について、地域住民、 保管事業者等の関係者とのコミュニケーションを通 じ、事業に対するより一層の理解を得ることに努め るよう指導監督する。

また、国は都道府県市と連携し、保管事業者及び使 用製品を使用する事業者に対する計画的な処理の必 要性を周知するとともに、使用中の使用製品やポリ 塩化ビフェニル廃棄物の把握に努め、処理の時期の 確認を行う。これらに加え、計画的処理完了期限ま でに中間貯蔵・環境安全事業株式会社への処理委託 が行われるよう必要な措置を講ずる。

さらに、都道府県市間の協議及び都道府県市と中間 貯蔵・環境安全事業株式会社の間の連絡調整に際し、 広域的な見地及び計画的な処理の確保に係る見地か ら必要な調整を行うこととする。これらの取組にお 理がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

また、国は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行 う拠点的広域処理施設の整備に対し補助を行うこと を通じ、中小企業者等の保有する高圧トランス・コ ンデンサ等及び安定器等・汚染物に係る費用負担の 軽減を図るものとする。さらに、中間貯蔵・環境安 継続的に開催し、特に安定器の廃止に向けた具体的な連携 方策について協議するとともに、PCB使用製品の廃止に向 けた取組の進捗状況についてフォローアップを行うなど、 環境省、経済産業省、都道府県市、電気保安関係者等の関 係者間の連携体制を一層強化することが必要である。

【3.(2)ア 使用中の低濃度PCB含有製品及び低濃度PCB

の全般を統括し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社国と都道府県市との連携による効率的かつ実効性のある掘り

- べき自家用電気工作物の設置者の情報について、PCB特措 法の届出情報、JESCOへの登録情報、電気事業法の届出情 報等を国において整理・突合し、要調査対象事業者の絞り 込みや連絡先住所のアップデートを行うなど、効率的に都 道府県市にデータを提供することが必要である。
- また、環境省、経済産業省、都道府県市、電気保安関係 者等の関係者間の連携を一層強化するため、全国版及び地 方版の「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」をできる限り 開催頻度を上げて継続的に開催することが必要である。こ の際、PCB使用製品の性状を把握しているPCB使用製品の製 造事業者等に当該連絡会の参加を求めることが適当であ る。
- さらに、「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」の場を活 用して、PCB対策の必要性に関する事業者や国民に対する 普及啓発について、関係者間の連携を強化するとともに、 各関係者による取組の実施状況をフォローアップしていく ことが適当である。
- いては、使用中の使用製品についても、計画的な処□○ また、各自治体における掘り起こし調査は、今年度以降、 本格化する見込みである一方、北九州市の事例を踏まえれ ば、掘り起こし調査の完了までに少なくとも5年を要する ことも考えられる。このため、各自治体においては、処理 完了期限に間に合うよう、いつまでに掘り起こし調査を終 えるのか具体的な目標を持って調査を進める必要があり、 国としてもこれを後押しすることが必要である。

点検・更新に対し資金の補助を行うことを通じ、当 該処理設備の健全な維持を確保するものとする。

このほか、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の長期 借入金に係る債務について保証することにより、ポ リ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の円 滑な推進に努めるものとする。

また、地元地方公共団体が、我が国及び世界の環境アンケート調査の回収率向上のための方策 重要な役割を果たしていることに鑑み、国は、地元 地域の重要な貢献を認識し、ポリ塩化ビフェニル廃 棄物の円滑な処理など、可能な限り協力を行うこと が重要である。

全事業株式会社が行う拠点的広域処理施設の補修・│○ なお、掘り起こされた高濃度PCB使用製品及びPCB廃棄物 については、これまでのPCB廃棄物の処理実績等も考慮し、 総体として、調査漏れがないかを検証する必要があるとと もに、特に高濃度のPCB使用安定器の掘り起こし調査の対 象や手法についても、より効果的なものとなるよう関係者 間の連携を強化することが適当である。

問題であるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の推進に□○このようにアンケート調査だけでは実態把握が困難なこ とから、高濃度のPCB使用製品・廃棄物の使用・保管の状 況を都道府県市が把握できるよう、報告徴収や立入検査を 行うことを可能とする制度的措置を検討する必要がある。

使用中のPCB使用製品に対する掘り起こし調査の強化

- このように電気事業法の電気工作物に該当するPCB使用 製品については、同法に基づく届出が既に義務づけられて いることから、無届けの電気工作物の掘り起こしに向けて、 報告徴収や立入検査など同法の枠組みを最大限活用し、事 業者に対する指導を徹底することが必要である。
- 電気事業法の電気工作物に該当しない安定器について は、都道府県市が報告徴収や立入検査を行うことができる ようPCB特措法の見直しを検討する必要がある。なお、安 定器については、電気製品等と同様に、電気工作物に付随 して使用される「電気使用機械器具」に位置づけられてお り、電気事業法の電気工作物には該当しないものの、環境 省及び都道府県市による掘り起こし調査に加えて、JESC0 におけるPCB廃棄物の処理手続や、電気工作物に該当するP CB使用製品の掘り起こし調査に際しても、周知を行ってい くことが考えられる。
- さらに、全国版及び地方版の「PCB廃棄物早期処理関係 者連絡会」をできる限り頻度を上げて継続的に開催し、関 係者間の連携・協力の具体的な進め方について協議すると ともに、掘り起し調査の進捗状況について定期的にフォロ ーアップを行うなど、環境省、経済産業省、都道府県市、 電気保安関係者等の関係者間の連携体制を一層強化するこ

とが必要である。この際、PCB使用製品の性状を把握しているPCB使用製品の製造事業者等に当該連絡会の参加を求めることが適当である。

【3. (2) イ 使用中の高濃度PCB使用製品が全て使用を終了すること】

PCB特措法と電気事業法の届出制度の更なる活用

○ このため、PCB使用製品の使用状況を的確に把握できるよう、PCB特措法に基づく届出制度と電気事業法に基づく届出制度の整合性を図りつつ、その見直しを行うとともに、使用中のPCB使用製品が廃棄物として排出される際の橋渡しが円滑に行われるよう関係者間で情報共有が図れる仕組みを構築することが必要である。

使用中のPCB使用製品の廃止に向けた取組

○ このため、特に高濃度のPCB使用製品については、処理期限に間に合うよう一定の期限を設けてその使用廃止を義務付け、処理期限内に、確実に廃棄物として処理が行われるよう必要な制度的措置を検討する必要がある。また、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品に対しては、「電気設備に関する技術基準を定める省令」の附則の規定について所要の見直しを行うなど、経済産業省において、電気事業法の枠組みを最大限活用し、処理期限内に、確実にその使用を廃止させることが必要である。

なお、こうした措置を講ずるについては、計画的な処理 を進めている事業者の取組を阻害することのないよう配慮 することが適当である。

輸送機器に組み込まれた高濃度PCB使用製品の廃止に向けた 取組

○ このため、高濃度PCB使用製品に係る製造事業者等においては、ホームページによる情報発信や相談窓口の設置等の対応に加え、自社製品に係る高濃度PCB使用製品の該当性や早期処理の必要性について、積極的に周知するよう努める。また、特に中小事業者に対して技術的な支援や助言

を行うなど、環境省、経済産業省、国土交通省、製造事業者及び使用事業者等の関係者が一丸となって、高濃度PCB使用製品の使用実態の把握や、その早期処理に向けた取組が円滑に進むような協力体制の構築等を検討する必要がある。

関係機関の連携の一層の強化

- このため、電気事業法の電気工作物に該当するPCB使用製品については、同法の枠組みを最大限活用し、経済産業省が中心となって、確実にその使用が廃止されるよう必要な措置を講ずることが必要である。
- こうした状況を踏まえ、全国版及び地方版の「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」をできる限り開催頻度を上げて継続的に開催し、特に安定器の廃止に向けた具体的な連携方策について協議するとともに、PCB使用製品の廃止に向けた取組の進捗状況についてフォローアップを行うなど、環境省、経済産業省、都道府県市、電気保安関係者等の関係者間の連携体制を一層強化することが必要である。の際、PCB使用製品の性状を把握しているPCB使用製品の製造事業者等に当該連絡会の参加を求めることが適当である。

【3. (2) ウ 高濃度PCB廃棄物全てについて、PCB特措法に基づく届出がなされること】

高濃度及び低濃度PCB廃棄物の実効性のある判別手法・システムの検討

○ こうした状況を踏まえ、電気機器の製造者の協力の下、 高濃度及び低濃度PCB廃棄物の判別に必要な情報の整理と 当該情報を用いたPCB特措法に基づく届出情報を一元的に データ管理するシステムの構築を検討する必要がある。

届出データと処理実績データの共通化・一体化

- このため、電気事業法に基づく届出情報、PCB特措法に 基づく届出情報、JESCOの登録・処理情報の管理手法を共 通化・一体化することにより、届出量と登録・処理量の増 減関係、紛失事案等の発生状況等について関係者で共有す るとともに公表することを検討する必要がある。
- 【3. (2) エ 届出がなされた全ての高濃度PCB廃棄物について、JESCOへの処分委託が行われること、その後速やかに当該PCB廃棄物がJESCOに搬入され、適正に処理されること】

JESCOへの処分委託を促進するための方策

- こうした状況を踏まえ、PCB特措法の政令で定める期限 (平成38年度末)ではなく、PCB廃棄物処理基本計画に定 める計画的処理完了期限内の処理を確保するため、事業者 による処理の状況を踏まえ必要な場合には改善命令を発出 できるよう、PCB特措法の見直しを検討する必要がある。 この際、計画的な処理を進めている事業者について配慮す ることが必要である。
- 特に中小企業者等に対する支援方策については、現在、 (独)環境再生保全機構に基金が設けられ、これを活用した支援が行われているところであり、引き続き継続していく必要がある。また、同基金による支援の拡充については、 その必要性も含めて、既に先行して費用負担をした者との公平性の観点と期限内のPCBの確実な処理の推進の観点の

両面から検討が必要である。なお、中小企業等に対する支援方策の検討に当たっては、意図的に処理委託を行わない者に対する処理料金の値上げが基本計画に盛り込まれていることの取り扱いについても併せて検討が必要である。

- また、計画的処理完了期限内の処理委託が円滑かつ迅速に行われるよう、JESCOにおいては長期的な処理の見通しを明らかにするとともに、事業者においても今後の処理委託の見通しを明らかにし、相互に調整が図られることが適当である。また、超大型のPCB使用機器については、その設置場所からの搬出が容易ではなく、含まれるPCB量も格段に多いことに留意する必要がある。
- さらにJESCOにおいては、期限内の処理完了に向けた定量的なロードマップを明らかにし、処理の進捗に応じて毎年更新するなど、このロードマップについて不断の検証を行うことが適当であり、環境省としてもこうした取組をしっかり後押しすることが必要である。

保管事業者の破産、死去、相続等に起因して処理が滞っている事案への対応

○ こうした状況を踏まえ、処理完了期限内の処理を確保するための行政代執行を円滑にする制度の導入を検討する必要がある。また、事業者が不存在、資力不足等の場合であって、行政代執行に要した費用を当該事業者から徴収することが困難な場合について、支援のあり方を併せて検討する必要がある。

処理施設の健全性を確保するための方策

- このため、引き続き、処理施設の日常保全、定期点検を 実施するとともに、長期保全計画に基づき、施設の適切な 補修又は更新を確保することが必要である。
- また、災害対策や万一のトラブルの発生に対しても被害 の未然防止策等について柔軟に対応できるよう継続的な検 討が必要である。
- なお、基本計画に定められたJESCOの処理施設の安全確保策を着実に実施するだけでなく、ソフト・ハード両面に

3 処分を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託する 保管事業者の青務

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を中間貯蔵・環境 安全事業株式会社に委託しようとする保管事業者は、 拠点的広域処理施設が、経済合理性の確保の観点か ら、事業対象地域におけるポリ塩化ビフェニル廃棄 物の計画的な搬入を前提に整備されているものであ ることを踏まえ、都道府県市の指導等に従うととも に、あらかじめ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 と連絡調整を行い、中間貯蔵・環境安全事業株式会 社の受入条件を満たした上で、同社の各PCB処理 事業所に搬入を行わなければならない。

保管事業者は、自ら処分を行う場合を除き、中間貯 蔵・環境安全事業株式会社の各事業に係る計画的処 理完了期限までに同社に処分の委託を行う必要があ る。使用製品を使用する事業者についても、廃棄物 処理法による排出事業者責任に基づき、また、平成3 7年までのポリ塩化ビフェニルの使用の全廃を規定す るストックホルム条約を踏まえ、自ら処理を行わな い場合は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事 業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委 託を行うことが必要である。

の他計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定 JESCOへの処分委託を促進するための方策 処分が完了するまでの間、計画的な搬入を行うこと に努めなければならない。

おいて、安全確保に向けた取組を、PCB廃棄物処理事業検 計委員会及びPCB処理監視委員会等の監視・助言の下で徹 底することが必要である。

特に、多量保管事業者にあっては、中間貯蔵・環境 【3.(2)エ 届出がなされた全ての高濃度PCB廃棄物に 安全事業株式会社の受入条件及び受入計画と整合を一ついて、JESCOへの処分委託が行われること、その後速やか 図りつつ、搬入の量、搬入の時期及び搬入の方法そ に当該PCB廃棄物がJESCOに搬入され、適正に処理されること】

し、当該計画に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の|〇 また、計画的処理完了期限内の処理委託が円滑かつ迅速 に行われるよう、JESCOにおいては長期的な処理の見通し を明らかにするとともに、事業者においても今後の処理委 託の見通しを明らかにし、相互に調整が図られることが適

第4節 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処理 の推進

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等について は、次のとおり、処理体制の整備等を図ることにより、 安全かつ効率的な処理を推進することとする。

1 処理体制の整備

府県知事が特別管理産業廃棄物処理業の許可又は産業 に処理されること】 法第15条の4の4に基づき環境大臣が無害化処理の認 定を行うことにより、処理体制の整備を図ることとす る。

また、国は、処理施設の円滑な整備、微量ポリ塩化 ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理技術の評価 及び微量のポリ塩化ビフェニルの汚染状況の確認に対 する支援を行うこととする。

さらに、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等 の処理が合理的に進むよう、使用中の使用製品に対す る課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築に ついて検討するとともに、絶縁油の抜油後の筐体につ いて、安全かつ合理的な処理方策について検討を進め ることとする。

2 測定方法の確立

つ効率的な処理を推進するため、国は、絶縁油中のポ|作業を終了すること] きる方法の確立を図ることとする。

当である。また、超大型のPCB使用機器については、その 設置場所からの搬出が容易ではなく、含まれるPCB量も格 段に多いことに留意する必要がある。

【4.(2)オ 届出がなされた全ての低濃度PCB廃棄物に 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等について、自ら処理又は処理業者への処分委託が行われること、 は、廃棄物処理法第14条の4又は第15条に基づき都道|その後速やかに当該PCB廃棄物が処理業者に搬入され、適正

を進めるとともに、その処理料金の低減を図ることが必要 である。また、安全性の確保を前提とした上で、無害化処 理事業者の増加に向けた取組を引き続き進めるとともに、 課電自然循環洗浄法の対象範囲の拡大、絶縁油の抜油後の 筐体(容器)等の合理的な処理方策を引き続き検討する必 要がある。

【4.(2)ア 低濃度PCB含有製品及び低濃度PCB廃棄物の 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の安全かづちPCB汚染の有無の確認が必要なもの全てについて、確認

リ塩化ビフェニルを短時間にかつ低廉な費用で測定で□○ このため、使用中の電気機器のPCB汚染の有無に係る実 熊把握に努めるとともに、その確認方法に関する技術的検 討を進めることが必要である。

3 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に関する 情報提供等

電気機器等を製造した者及び一般社団法人日本電機 作業を終了すること】 工業会 (昭和29年3月16日に社団法人日本電機工業会)○ という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、一 般社団法人日本電線工業会(昭和32年7月6日に社団 法人日本電線工業会という名称で設立された法人をい う。以下同じ。) 等の関係団体は、電気機器等を使用 している事業者に対して、ポリ塩化ビフェニル汚染の 可能性に関する情報提供を引き続き行うものとする。

微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染された又は その可能性がある電気機器等を使用している事業者 は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、 電気機器等を製造した者及び一般社団法人日本電機工 業会、一般社団法人日本電線工業会等の関係団体から 提供されるポリ塩化ビフェニル汚染の可能性に関する 情報に注意するとともに、必要に応じて、当該電気機 器等を製造した者に対して、ポリ塩化ビフェニル汚染 の可能性の有無について確認するものとする。また、 当該電気機器等を製造した者からの情報により、当該 電気機器等にポリ塩化ビフェニル汚染の可能性がある 場合には、速やかに絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの 濃度を測定する等の適切な方法により、ポリ塩化ビフ エニルにより汚染されているかどうかを確認するもの とする。

電気機器等が廃棄物となったもの(以下「廃電気機|に基づく届出がなされること】 ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等を誤って処分し ないよう、国、都道府県市及び電気機器等を製造した 者から提供される情報に注意し、必要に応じ排出事業 者に対してポリ塩化ビフェニルにより汚染されている かどうかを確認するなどの必要な措置を講じなければ ならない。

都道府県市は、電気機器等を使用している事業者及

【4.(2)ア 低濃度PCB含有製品及び低濃度PCB廃棄物の うちPCB汚染の有無の確認が必要なもの全てについて、確認

このため、使用中の電気機器のPCB汚染の有無に係る実 態把握に努めるとともに、その確認方法に関する技術的 検討を進めることが必要である。

【4.(2)イ 使用中の低濃度PCB含有製品及び低濃度PCB 廃棄物の掘り起こし調査が完了すること】

- このため、まずは高濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし調査 の実施に併せて低濃度 PCB 廃棄物の掘り起こしを進める とともに、低濃度 PCB 廃棄物の実態に即した掘り起こし 調査方法の検討を進めることが必要である。
- また、電気事業法の電気工作物に該当する低濃度 PCB 含有製品については、同法の枠組みを活用して、その使用 実態の把握を進め、関係機関間で情報共有を図る仕組みを 構築することが必要である。

【4.(2)ウ 使用中の低濃度PCB含有製品が全て使用を 終了すること】

○ このため、まずは実態把握を十分に行った上で、低濃度 PCB含有製品の廃止を進めるための方策について検討を行 うことが必要である。

【4.(2)エ 低濃度PCB廃棄物全てについて、PCB特措法

器等」という。)に係る産業廃棄物処理業者は、微量□□このため、低濃度PCB廃棄物の正確な全体像を把握する ための方策について検討することが必要である。

び廃電気機器等の保管事業者並びに廃電気機器等に係る産業廃棄物処理業者に対して、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等が不適正に保管及び処理されることがないよう情報提供に努めるものとする。

第5節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬の体制 1 収集運搬の安全性の確保

中間貯蔵・環境安全事業株式会社が整備する拠点的 広域処理施設を中核とした処理の体制の下で確実かつ 適正な処理を円滑に進めるためには、それぞれの事業 対象地域内に広く存在するポリ塩化ビフェニル廃棄物 の広域的かつ計画的な収集運搬の体制を確保すること が必要不可欠である。

国は、収集運搬を行う者による安全かつ効率的なポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬を確保できるよう、必要な技術的事項を2に述べるガイドラインとして定め、必要に応じて改定するとともに、都道府県市において保管事業者及び収集運搬を行う者に対する適切な指導監督が行われるよう、必要に応じて廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理基準等の見直しを行うものとする。

都道府県市は、特別措置法に基づく届出等により、 保管事業者のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状態 を把握するとともに、保管事業者及び収集運搬を行う 者が、収集運搬中の漏えい防止のために必要な措置を 実施するよう、必要に応じて立入検査等を行い、適切 な指導監督に努めるものとする。

収集運搬を行う者は、都道府県市の指導等に従い、 2に述べるガイドラインに従って安全かつ効率的な収 集運搬を行うとともに、保管事業者及び中間貯蔵・環 境安全事業株式会社又は処分業者と相互に調整を図り、 確実かつ適正な収集運搬に努めるものとする。

2 **収集運搬に係るガイドラインの策定** ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に当たっては、 収集運搬を行う者が、廃棄物処理法の規定に基づき、 当該廃棄物が飛散し、及び流出する等により、必要 康被害又は生活環境に係る被害が生じならない。 措置を講じ、安全性を確保しなければならない。 塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬が広域、廃棄物処理 塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に係る基準を遵守するために に基づく収集運搬に係る基準を遵守するために となる技術的な事項について コル廃棄物の収集運搬に係るガイドラインを平成16年 3月に定めたところである。

当該ガイドラインには、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり保管されてきた実情等を踏まえ、積込み及び積下し等収集運搬の各段階におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の取扱いに係る留意事項、運搬容器及び運行管理の方法等を定め、十分な安全対策を講じさせることにより事故等の未然防止を図ることができるようにするとともに、事故時等の緊急時における対応方策についても明らかにした。

3 計画的な収集運搬の体制の整備

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬の体制の整備に当たっては、少量のポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者が多数存在すること、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類が多岐にわたること、処理施設の規模に応じて適正かつ計画的な搬入が確保されるようにする必要があること等を踏まえ、処理施設の能力に見合った収集運搬ができる体制とすることが重要である。

このため、都道府県市は、拠点的広域処理施設への計画的な収集運搬、対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類、数量、運搬手段、運搬経路及び保管事業者に対する指導方針並びに緊急時の連絡体制等につた対な協議、調整を相互に行うとともに、これを踏まえて都道府県等は、処理計画において、計画的な搬入のための方針について定めるものとする。また、都道府県市は、保管事業者に対して計画的に中間貯蔵・

環境安全事業株式会社が整備する拠点的広域処理施設 にポリ塩化ビフェニル廃棄物が搬入されるよう、処理 計画に基づいて、適切に指導を行うことが必要である。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、都道府県市と 連絡調整を十分に行い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の 計画的な搬入を確保できるようにするとともに、拠点 的広域処理施設への搬入の状況に関する情報を都道府 県等と共有し、計画的な収集運搬の管理及び実施が確 保されるようにする。

このほか、拠点的広域処理施設を始めとした処理施 設へのポリ塩化ビフェニル廃棄物の搬入に係る収集運 搬に当たっては、一層の安全性及び効率的かつ計画的 な搬入を確保するため、収集運搬を行う者による運搬 車両ごとの運行管理及び中間貯蔵・環境安全事業株式 会社又は処分業者による搬入管理が重要である。この 場合において、運行管理及び搬入管理に係る情報提供 は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る地域住民 の理解を深める上で極めて重要であることから、関係 者の適切な役割分担の下、これらの管理に係るシステ ムの総合的な整備及びその的確な情報公開の方法につ いて検討するものとする。

第6節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による円滑な 処理の推進

1 中小企業者等の負担軽減措置

ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、高濃度のポリ塩|JESCOへの処分委託を促進するための方策 化ビフェニルを含む絶縁油を使用した高圧トランス・ コンデンサ等及び安定器等・汚染物は、ポリ塩化ビフ エニル廃棄物の大部分を占めることから、その処理を 確実かつ適正に行うことが極めて重要である。一方で、 高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物は、 相当量のポリ塩化ビフェニルが含まれ、付着し、染み 込んだ廃棄物であることから、ポリ塩化ビフェニルを

【3.(2)エ 届出がなされた全ての高濃度PCB廃棄物に ついて、JESCOへの処分委託が行われること、その後速やか に当該PCB廃棄物がJESCOに搬入され、適正に処理されること】

○ 特に中小企業者等に対する支援方策については、現在、 (独)環境再生保全機構に基金が設けられ、これを活用し た支援が行われているところであり、引き続き継続してい く必要がある。また、同基金による支援の拡充については、 その必要性も含めて、既に先行して費用負担をした者との 公平性の観点と期限内のPCBの確実な処理の推進の観点の 両面から検討が必要である。なお、中小企業等に対する支 除去し、分解するために高額な費用を要する。

中小企業者等については、費用負担能力が小さいた め、高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染 物に係る高額な処理費用の負担軽減を図り、計画的に、 確実かつ適正な処理を促進することが必要である。こ のため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を国及び 都道府県が協調して造成し、中小企業者等が、高圧ト ランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物の処分を 中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託して行う場合 に、その処理費用が軽減されるよう、ポリ塩化ビフェ ニル廃棄物処理基金から処理の主体である中間貯蔵・ 環境安全事業株式会社に対して中小企業者等の費用負 担軽減に要する額を支出することとする。また、中間 貯蔵・環境安全事業株式会社のほか、確実かつ適正な 処理を行うことができる処分業者の場合であっても、 同様の方法によって、中小企業者等の処理費用負担を 軽減することとする。

2 製造者等のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への 資金の出えんの協力

財団法人電気絶縁物処理協会の基本財産に出えんした製造者等により、特別措置法の趣旨に沿って、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金へ資金が拠出されているところである。

今後とも、国は、製造者等に対して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への拠出について協力を要請していくこととする。製造者等は、難分解性である等の性質を持ち、高額な処理費用を要するポリ塩化ビフェニル及び使用製品を製造した者としての社会的な責任に鑑み、国の要請を踏まえ資金の出えんについて協力することが求められる。

製造者等が基金に拠出した資金は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理に際しての環境の状況の把握のための監視及び測定並びに安全性の評価並びに安全性の確保のための研修及び研究に係る費用、中間貯蔵・環境安

援方策の検討に当たっては、意図的に処理委託を行わない者に対する処理料金の値上げが基本計画に盛り込まれていることの取り扱いについても併せて検討が必要である。

全事業株式会社その他環境大臣の指定する処理主体において適正に処理するために必要となる高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物の保管に係る費用、その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の設置及び管理を推進するために地域住民の理解を増進することに資する事業に要する費用に充てることとし、もってポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を円滑に推進できるようにする。

2月の検討会報告書の該当箇所抜粋

- 第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の 推進に関し必要な事項
 - 第1節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る情報の収 集、整理及び公開
 - 報の収集、整理及び公開

る者から特別措置法に基づき毎年度都道府県市に届け テムの検討 出されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の ○ こうした状況を踏まえ、電気機器の製造者の協力の下、 状況に関する情報については、都道府県市によって毎 年度、公表されることとされていることから、地域に おけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状 況は、当該公表により、情報提供されることとなる。 国は、全国的なポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び|届出データと処理実績データの共通化・一体化 係者に広く情報提供するため、都道府県市に届出され た保管及び処分の状況に関する情報を集約し、処分の 進捗状況等を分かりやすく提示していくよう努めるも のとする。

都道府県市は、特別措置法に基づく公表に際して、 の保管及び処分の状況に関する情報を、地域の住民そ**に基づく届出がなされること**】 努めるものとする。

また、ポリ塩化ビフェニルを絶縁油に使用する電気 工作物(以下「ポリ塩化ビフェニル電気工作物」とい う。) 等の使用、保管及び処分の状況を適切に把握する 物の設置の状況に関する報告情報との共有化について、期に実施に移していくことを求めたい。

1 全国のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等状況の情【3.(2)ウ 高濃度PCB廃棄物全てについて、PCB特措法 に基づく届出がなされること】

保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分す局濃度及び低濃度PCB廃棄物の実効性のある判別手法・シス

高濃度及び低濃度PCB廃棄物の判別に必要な情報の整理と 当該情報を用いたPCB特措法に基づく届出情報を一元的に データ管理するシステムの構築を検討する必要がある。

処分の状況について、国民、地方公共団体その他の関○ このため、電気事業法に基づく届出情報、PCB特措法に 基づく届出情報、JESCOの登録・処理情報の管理手法を共 通化・一体化することにより、届出量と登録・処理量の増 減関係、紛失事案等の発生状況等について関係者で共有す るとともに公表することを検討する必要がある。

国の取組に準じて、地域のポリ塩化ビフェニル廃棄物 【4.(2)エ 低濃度PCB廃棄物全てについて、PCB特措法

の他の関係者に対して分かりやすく提示していくよう□○□このため、低濃度PCB廃棄物の正確な全体像を把握する ための方策について検討することが必要である。

【5.おわりに】

・・・関係機関においては、PCB廃棄物の適正な処理の必 ため、特別措置法に基づく届出情報及び電気事業法電 要性に関する事業者、国民への普及啓発等を大々的に行うと 気関係報告規則に基づくポリ塩化ビフェニル電気工作 ともに、今般取りまとめた追加的方策について、着実かつ早 都道府県市と各地方産業保安監督部等との間で情報交換を行うことによって両制度の連携を図ることとしている。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進に必要な情報の公開

中間貯蔵・環境安全事業株式会社をはじめ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設を設置し、ポリ塩の処理施設を設置し、ポリ塩の処理を行う者は、処理施設周辺の理施では、事業の安全性、信頼性に対する理理を深めることにより、安心感を醸成するため、ポリカでを乗物の処理に関する計画、処理施設における処理の状況、施設の維持管理の状況及び施設における処理が況の把握のための監視の内容等について、を乗物処理法に基づく維持管理に係る記録の開示にとどまらず、処理施設の公開等により積極的に情報公覧を行い、地域住民への十分な説明等に努めなければならない。

3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進に必要な 知識の普及等

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他の必要な体制を整備し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するためには、国民が不可欠であるとと協力が不可欠である。ニルアの処理に関する知識の普及及び意識が不足が高いでは、国民の大学を表しているというな情報が不足しているというな情報があることに鑑み、ポリ塩に関することに鑑み、ポリ塩に関することに鑑み、ポリ塩に関することに鑑み、ポリ塩に関することに鑑み、ポリ塩に関することに要物の処理に関することに努めなければない。

また、国及び地方公共団体は、国民、保管事業者、 製造者等及び処理業者等のすべての関係者が、ポリ塩 化ビフェニルによる環境リスクに関する科学的な情報 を共有できるよう努めるものとする。

第2節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する調査研 究及び技術開発の推進

ポリ塩化ビフェニル廃棄物は、高圧トランス等や柱 上トランスに限らず、安定器等・汚染物として、感圧 複写紙、汚泥、バラストなどの多様な種類の廃棄物が 存在しており、その性状及び形状は非常に多岐にわた っている。

このように、様々な性状及び形状の安定器等・汚染物の安全かつ効率的な処理体制の整備を進める等には、ポリ塩化ビフェニルが使用されていた製収集の特定から、保管状況、それらの性状及び形状、要があるとなる。とはおいて必要な調査を行うとと取ったる一連の調査を行うとと取ったのため、国において必要な調査を行うとの取ったのといる。民間事業者等の技術開発の関連に応じた効率のとする。なお、民間事業者等の技術開発にのとする。なお、民間事業者等の技術開発にのとする。なが必要な技術開発に取り組むものとする。

また、国は、安全性の確保を前提としつつ、より効率的なポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が図られるよう、民間事業者におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する新技術について、技術の評価を行い、その実用化の促進に努めるものとする。

第3節 その他必要な事項

1 ポリ塩化ビフェニルの使用された部品を含む家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、テレビ、ルーム クーラー及び電子レンジについては昭和47年まで、ポ リ塩化ビフェニルを含む低圧コンデンサを使用して製造れたものがあり、これまでは、これを使用したの製造者によりポリ塩化ビフェニルを使用したの製造者によりポリ塩化ビフェニルを使用る。昭和49年以前に製造された上記3機種の家電製品についる。 ・ポリ塩化ビフェニルの製造が禁止される昭和49年以前に製造された上記3機種の部品を含むいてもいる。 ・ポリ塩化ビフェニルを使用した家電製品にいるであるに関いては、これまで通り、当該家電製品の製造者に取外しを依頼するなど、ポリ塩化ビフェニルを使用した部品の取扱いに留意する必要がある。

また、家電製品の製造者が取り外したポリ塩化ビフェニルを使用した部品は家電製品の製造者の責任の下に保管されており、ポリ塩化ビフェニル廃棄物として適正に処理されるものである。

2 優良なポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への支援 優良なポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の整備を 支援する制度として、その他の産業廃棄物処理施設と 同様に、税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資等 の制度及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の 促進に関する法律(平成4年法律第62号)に基づく支 援制度が設けられており、これらの制度の活用を図る。

【5. おわりに】

- ・・・期限内処理完了に向けたロードマップと関係者の役割分担を明らかにし、取組の進捗状況について定期的にフォローアップを行うことにより、講じた措置の実効性について不断の点検を行うことが重要である。その上で、期限内の処理の完了が確実に担保されないおそれがあると認められれば、更なる追加的方策を講じることに躊躇してはならない。
- ・・・また、低濃度PCB廃棄物についても、その処理体制については整備の途上にあり、その充実・多様化を図ること

が重要であるなど、高濃度PCB廃棄物とは状況・事情が異なる点にも留意しつつ、基本的な考え方を取りまとめたところであり、今後、その早期処理に向けた追加的方策について、引き続き検討を進めていくことが必要である。